## 最新×重要×未出題 法故厅

重要な法改正箇所を問題演習形式で学習していき ましょう。直近1~2年で未出題の改正事項と試 験公示後の改正事項(2025年度試験範囲)をピッ クアップしています。



## ☑ 労働基準法

1か月単位の変形労働時間制に関する協定について、複数の事業場を有する企業におい ては、いわゆる本社機能を有する事業場(本間において「本社」という。)の使用者が一 括して本社の所在地を管轄する労働基準監督署長に届出を行う場合には、本社以外の事業 場の届出が事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長になされたものとして差し支えな いとされている。

1 か月単位の変形労働時間制に関する協定等の本社一括届出ができるのは、電子申請の 場合に限られます。令和6年2月23日から、次の手続について、事業場ごとに届け出る 又は行うものを本社の使用者が一括して本社の所在地を管轄する労働基準監督署長に行う ことが認められました。ただし、この取扱いは、電子申請の場合に限られます。

- 1か月単位の変形労働時間制に関する協定
- 1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定
- 事業場外労働に関するみなし労働時間制に関する協定
- 専門業務型裁量労働制に関する協定
- 企画業務型裁量労働制に関する決議
- 企画業務型裁量労働制に関する定期報告

令6.2.16基発0216第8号 ×

問

労働基準法第15条の「労働条件の明示」の規定に基づいて明示しなければならない労 働条件の1つである「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項(就業の場所及び従事 すべき業務の変更の範囲を含む。) | の「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 | と は、労働者が通常就業することが想定されている就業の場所及び労働者が通常従事するこ とが想定されている業務をいい、配置転換及び在籍型出向が命じられた場合の当該配置転 換及び在籍型出向先の場所及び業務が含まれるが、臨時的な他部門への応援業務や出張、 研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更される場合の当該一時的な変更先 の場所及び業務は含まれない。

労働条件の明示の1つとして「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」があり、 当該事項は設問のとおりです。なお、令和6年4月1日から、この事項に「就業の場所及 び従事すべき業務の変更の範囲を含む」こととされ、当該「変更の範囲は」とは、今後の 見込みも含め、当該労働契約の期間中における就業の場所及び従事すべき業務の変更の範 囲をいいます。

ポイント ◆ 設問のほか、明示しなければならない労働条件に、「通算契約期間又は有 期労働契約の更新回数の上限」も追加されています。なお、この改正は、労働契約関係の 明確化のために行われたものです。 則5条1項、令5.10.12基発1012第2号

問 3

労働基準法第38条の4に規定する企画業務型裁量労働制に係る決議を行政官庁に届け 出た使用者は、同条第4項の規定による報告を、当該決議が行われた日から起算して6か 月以内に1回、及びその後1年以内ごとに1回、様式第13号の4により、所轄労働基準 監督署長にしなければならない。

設問の報告は、令和6年4月1日から改正され、決議の有効期間の始期から起算して6 か月以内に1回、及びその後1年以内ごとに1回、様式13号の4により、所轄労働基準 監督署長にしなければならないとされています。なお、報告内容に「労働者の同意及びそ の撤回の実施状況」が加えられています。 法38条の4第4項、則24条の2の5 ×

## ↑ 学働安全衛生法

問 1

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断又は特定業務従事者の健康 診断であって定期のものを行ったときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、所定 の事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

次の事業者からの報告について、令和7年1月1日から、原則電子申請(電子情報処理 組織を使用した報告)によるものとし、報告の様式を廃止することとされています。

- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 労働者死傷病報告

則52条 〇

問 2

事業者が、危険が発生するおそれがある場所に立ち入ることを禁止しなければならない のは、必要がある労働者以外の労働者に限られ、労働者以外の者が立ち入ることを禁止す る義務はない。

事業者は、危険が発生するおそれがある場所には、必要がある労働者を除き、労働者が 立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、令和7年4 月1日から、これを改正し、請負関係の有無に関わらず、**労働者以外の者も含めて**、必要 がある者を除き、当該場所で**作業に従事する者**が立ち入ることを禁止し、その旨を見やす い箇所に表示しなければならないこととされています。 則128条1項ほか X

3

事業者は、化学物質管理者を選任すべき事由が発生した場合、その日から14日以内に 選任し、遅滞なく、所定の事項を、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に報 告しなければならない。